

鹿屋市告示第 271 号

鹿屋市農業経営開始資金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 14 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 4 月 14 日 決 裁

## 鹿屋市農業経営開始資金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市農業経営開始資金交付要綱（令和４年鹿屋市告示第207号）の一部を次のように改正する。

第２条第７号中「人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられていること」を「地域計画のうち目標地図に位置付けられていること」に、「人・農地プランに位置付けられた者」を「目標地図に位置付けられた者」に改める。

第３条第１項中「125,000円」を「137,500円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、交付対象者が令和７年度以前に農業経営を開始している場合、令和７年度以前の農業経営に係る交付金額については、１月につき１人当たり125,000円とする。

第３条第２項中「187,500円」を「206,250円」に改め、同項第３号中「人・農地プランに位置付けられた者」を「目標地図に位置付けられた者」に改め、同条第４項中「人・農地プランに位置付けられた者」を「目標地図に位置付けられた者」に改める。

第11条第１項第５号エ中「1,200時間」を「1,500時間」に改める。

別記第１号様式中「150万円」を「165万円」に、「225万円」を「247万5千円」に改める。

別記第12号様式中「お計画どおりの規模で経営している。」を「おおむね計画どおりの規模で経営している。」に改める。

## 附 則

この要綱は、令和８年４月14日から施行し、令和８年４月７日から適用する。